

こ まも じょうれい
子どもを守る条例



枚方市
ひこぼしくん

ひらかたし こ えがお すこ せいちょう
枚方市は、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを

もくひょう す こ まも じょうれい せいいてい
目標に据えて、「子どもを守る条例」を制定しました。

こ たいせつ そんざい
子どもはとても大切な存在です。

しあわ だいいち かんが しゃかいぜんたい まも
みなさんの幸せを第一に考え、社会全体で守っていく

じょうれい つく
ためにこの条例は作られました。

1. 子どもを守る条例ってなに？

2. 子どもの権利って？

3. みんなに知っておいてほしいこと

4. 大人の役割について

お
タイトルを押すと
これまでの話が見られるよ
はなし み



はなし
これまでのお話はみてくれましたか？
よ
まだのひとは読んでみてくださいね。
こんかい かいめ はいしん
今回は4回目の配信です。

4. 大人の役割について



あなたの周りには、^{まわ}おうちのひと、^{ちいき}地域のひと、^{がっこう}学校の先生、^{かいしゃ}会社
^{はたら}で働くひとなど、たくさんの大人がいます。子どもを守る条例では、
^こ子どもを守るためにそれぞれの^{まも}役割を^{やくわり}決めて^きいます。

かくしゅたい やくわり
各主体の役割を

じゅんばん
**順番にいっしょに
みていきましょう**

し
市

ほごしゃ
保護者

がっこうえんなど
学校園等

ちいきじゅうみん
地域住民

じぎょうしゃ
事業者



市

条

文

第5条 (市の責務)

は、第7条に規定する役割を果たす保護者ととともに子どもの健やかな成長に関し責任があることを認識し、保護者、地域住民、学校園等及び事業者が次条から第10条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、この条例の目的について、子ども、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

市はリーダーシップをとって、保護者や地域、学校園等や事業者の人たちと協力して、子どもを守るために必要なことをしていきます。

ぼくが今こうやって条例のお話をしているのも、社会全体で子どもを守るまちになるように伝えていくことが市の役目だからです。



ほごしゃ
保護者

じょう
ぶん
条文

だい じょう ほごしゃ やくわり
第7条 (保護者の役割)

だい じょう ぜんかい
第6条は前回の
はなし み
お話を聞いてね

は、子どもの健やかな成長に関し第一義的な責任があること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切であることを認識し、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じた養育を行うこと。
- (2) 子どもが安心して生活することができる家庭環境づくりを行うこと。
- (3) 子どもが生きる力を育むことができるよう支えること。

ほごしゃ こ すこ せいちょう せきにん
保護者には、子どもの健やかな成長に責任があり
たいへん かか こ まわ きょうりょく もと
ます。大変なときには抱え込まず、周りに協力を求
めながら、子どもの成長に合わせて子育てを行い、
こ あんしん せいかつ かんきょう ととの せいちょう
子どもが安心して生活できる環境を整えて、成長
ささ やくわり じょうれい つた
を支える役割があることを条例では伝えています。



ちいきじゅうみん
地域住民

じょう ぶん
条 文

だい じょう ちいきじゅうみん やくわり
第8条 (地域住民の役割)

は、^{ちいき}地域が、^こ子どもの^{ゆた}豊かな^{にん げん せい およ}人間性及び^{しゃかい せい}社会性を^{はぐく}育み、^{なら}並びに^{かてい}家庭に
おける^{こ そだ}子育てを^{ほ かん}補完する^{ば しょ}場所であることを^{にんしき}認識し、^{つぎ}次に^{かか}掲げる^{やくわり}役割を^は果たすよ
う^{つと}努めるものとする。

- (1) ^こ子どもが^{あんぜん}安全に^{せいかつ}生活することができる^{ちいき}地域づくりを行うこと。
- (2) ^こ子どもと^{かつどう}活動を行う^{おこな}機会^{きかい}その他^{た こ}子どもとの^{こうりゅう}交流の^{きかい}機会を^{もう}設けること。
- (3) ^{ほ ぐしゃ およ}保護者及びその^{かてい}家庭が^{あんしん}安心して^{こ そだ}子育てができる^{ちいき}地域づくりを行うこと。

^{ちいき}地域の^{ひと}人は、^こ子どもが^{あんしん}安心して^{せいかつ}生活できる^{ちいき}地域づく
りを^{やくわり}するという^こ役割があります。^こ子どもとの^{こうりゅう}交流の
^{きかい}機会をつ^{こ そだ}くったり、^{おうえん}子育てを^{たいせつ}応援することも^{たいせつ}大切なこ
となので、^{あいさつ}あなたに^{みまも}挨拶をしたり、^{みまも}見守ったりしてく
れているひとがいるんですね。



がっこうえんなど
学校園等

じょう ぶん
条 文

だい じょう がっこうえんなど やくわり
第9条 (学校園等の役割)

は、学校園等が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長の程度に応じ、子どもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (2) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。
- (3) 学校園等における子どもの安全を確保するとともに、子どもに関する課題に早期に気づき、必要な支援を行うこと。

がっこう 学校などは、子どもが成長していくためにとても大切なところなので、子どもの安全を守って、あなたが何かに悩んだり困ったりしていたら、すぐに気付いて助ける役割があります。だから、困ったことやしんどいことがあったら、相談したり助けを求めたりしてくださいね。



じぎょうしゃ
事業者

じょう ぶん
条文

だい じょう じぎょうしゃ やくわり
第10条 (事業者の役割)

は、事業活動を行うに当たって、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりに協力すること。
- (2) 子どもの育ちの支えとなる活動を主体的に行うこと。
- (3) その雇用する従業員がその家庭において子どもとの関わりを深めることができるよう必要な取組を行うこと。

事業者は、会社で働く人たちが、自分の子どもと過ごす時間も持てるように、子育てを応援する役割があります。そして、子どもが安心して過ごせるまちななるように、子育てや地域づくりの役に立つことをしていくことも大切な役目です。



それぞれの立場たちばでそれぞれの役割やくわりがある

ということが分かりましたか？

ぼくの願いねがは、大人おとなみんなが協力きょうりよくして

子どもの幸せこしあわをいちばんに願ねがって

守まもっていくことです。

それができれば、子どもが笑顔えがおで健すこやかに成長せいちょうで

きるまちになるんじゃないかなと思おもっています。



そのため^こに子どもにできること、大切な^{たいせつ}ことは…

★^{じぶん}自分にも^{ほか}他の人にも^{ひと}大切な^{たいせつ}権利^{けんり}があることを^し知って、
大切^{たいせつ}にすること。

★^{じぶん}自分の^き気持ち^もを^{つた}伝えたり、^{じぶん}自分は^{かんが}どうしたい^かのか^{かんが}考えて
決^きめて^{ちから}いく^{ちから}力^{ちから}をつ^{けて}て^いく^ここと。

★^{こま}困^{こま}った^そときは^{そう}相談^{だん}したり^{たす}助け^もを^と求^{もと}める^ここと。

など^{はなし}があると^{はなし}これまで^{はなし}話^{はなし}を^しして^きま^した。

子ども^こが^{えが}笑^{えが}顔^{すこ}で^{せい}健^{せい}や^{ちよう}か^{ちよう}に^{せい}成^{せい}長^{ちよう}で^いきる^まま^ちに^なる^{よう}に

^{ひらかたし}枚^{ひらかたし}方^{ひらかたし}市^{ひらかたし}は^{そう}これ^{だん}から、^{そう}みな^{だん}さん^{だん}が^{そう}相^{だん}談^{だん}し^やす^いい

^{かん}環^{きよう}境^{かんきよう}を^{つく}作^{つく}っ^てい^きま^す！



↓
さいご
最後まで^よ読^よんで^ねね

こ ども の 育 ち 見 守 り セ ン タ ー と な と な

☎ 050-7102-3221

げ つ よ う び き ん よ う び し ゅ く じ つ や す
月 曜 日 ~ 金 曜 日 (祝 日 は 休 み) 9:00 ~ 17:30

おうちのこと、友だちのこと、学校のこと
自分^{じぶん}のこと、なんでも相談^{そうだん}にのります。

「となとな」には、「いつでもあなたのとなりに
いますよ」という意味^{いみ}があります。

あなたは、ひとりじゃないですよ。

いつでも気軽^{きがる}に相談^{そうだん}してください。



こ えが お ま も 子どもの笑顔を守るコール いじめホットライン

☎ 072-809-7867

げつようび きんようび しゅくじつ やす
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:00

いじめのことについて相談そうだんにのります。

ちい
小さなことでもいいです。

こま
困こまっているとき、しんどいとき、がっこうがっこうに行きたい

くないなあって思おもうとき、いつでも

相談そうだんしてくださいね。



じ かん そ う だ ん う け っ け

24時間相談受付ダイヤル

なにわっこ にっこり

☎ 0120-7285-25

こ ども せんよう の フリーダイヤルです。

24時間365日受付していますので

おうちのことや友達のこと、学校のこと

いじめのこと、自分のことなど

なんでもいつでも相談してください。

夜中でも大丈夫です。



つぎ
次のページもみてね

さいご^{さいご}までよ^よ読んでくれてありがとうございました！

みなさんがえがお^{えがお}でげんき^{げんき}にす^すごせるように、

いつもおうえん^{おうえん}しています。

とてもたいせつ^{たいせつ}なことなので、こ^こどもをまも^{まも}るじょうれい^{じょうれい}のことを

おぼ^{おぼ}えておいてくださいね ♡



またねー！